

頼れる、活かせる、みんなでつくる、元気な三本柱。

商工貯蓄共済

1つの掛金で **3**つの備え

●ふやす●

貯蓄

自己資金を充実

●ゆうしあっせん●

融資斡旋

企業の資金繰り

●あんしん●

生命保障

企業や家族に安心を

商工貯蓄共済の3つの特徴

おすすめしたい欲ばりプラン

貯蓄 ●ふやす●

毎月の掛金は、年1回の生命保険料と事務経費（年1回1口につき 1,200 円）を差し引き、残りが貯蓄積立金となります。

※貯蓄積立金は県内の地元金融機関へ預託しています。

融資斡旋 ●ゆうしあっせん●

貯蓄積立金は、事業資金・生活関連資金等手続きが簡易で、低利な融資にご利用いただけます。

※融資の際、貯蓄積立金等に対する請求及び受領権は融資金融機関に債権担保として譲渡されます。

生命保障 ●あんしん●

万一の場合の共済金（保険金）です。年1回、期間1年の年払掛金（保険料）として積立金額の中から差し引かれます。

※「生前給付特約」（リビング・ニーズ）を付加し、更に充実。（新規・更新契約者より対象）

■**配当金** 配当金は、毎年利息をつけて積み立てておき、満期や死亡等の契約消滅時にお支払いします。なお、配当金は実績に応じて毎年変動します。（実績によっては、配当金がない場合もあります。）

■**引受保険会社** ジブラルタ生命保険株式会社

貯蓄共済に加入するには

制度内容

加入できる方

商工会の会員、およびその家族、従業員で6歳から65歳（短期満期型は70歳）までの健康な方。

期間と加入口数

期間は10年間（短期満期型は5年間）で、加入口数は基本型・短期型・死亡保障重視型を通算して、被共済者1人当たり1口から15口までです。

■加入口数一覧表

基本型 10年

死亡共済金		加入時年齢	加入口数	契約限度額
1口	100万円	6～46歳	1～15	1,500万円
1口	50万円	47～54歳	1～15	750万円
1口	25万円	55～65歳	1～15	375万円

短期型 5年

死亡共済金		加入時年齢	加入口数	契約限度額
1口	30万円	6～34歳	1～15	450万円
1口	25万円	35～70歳	1～15	375万円

死亡保障重視型 10年

死亡共済金		加入時年齢	加入口数	契約限度額
1口	500万円	6～39歳	1～3	1,500万円
1口	300万円	40～48歳	1～3	900万円
1口	150万円	49～56歳	1～3	450万円
1口	75万円	57～65歳	1～3	225万円

※満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は、1,000万円です。

生命共済部分（保険契約）に係る診査基準

■告知扱……告知書による自己申告。被保険者ご本人があらひのままを正確にもれなくご記入下さい。記入事項が事実と相違するときは、死亡共済金（死亡保険金）が支払われないことがあります。

■告知扱の範囲……新契約・同時契約・5年以内の告知扱契約を通算して右表範囲内の場合は「告知扱」での取扱が可能です。

契約年齢	診査基準保険金（万円）
～39歳	1,500万以下
40歳～	1,200万以下

■診査医扱……保険会社指定の医師による診査

※審査基準の適用にあたっては、ジブラルタ生命の1年以内の全契約を通算します。

※審査基準により保険会社が診査した結果、この共済制度にご加入いただけない場合もあります。

保険契約の発効

保険契約の発効は、共済掛金払込月の翌月1日で、かつ保険会社が申込みを承諾したときです。また、診査扱いのときは、診査が完了し、保険会社が承諾したときからです。

掛金・保険料・経費

掛金は年令に関係なく、1口当たり月2,000円です。死亡共済金部分の年払掛金（保険料）は別表のとおりです。なお、事務経費として、年1回1口につき1,200円（消費税相当額を含む）をいただいております。

積立金および利息

毎月の掛金から年1回保険料と事務経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金となります。（2年目から銀行の一年定期と同率の利息がつきます。）なお、別表の貯蓄積立金の満期返戻予想貯蓄額は、一年を経過した貯蓄積立金に対して、年0.35%の利率で複利計算したものです。が、規約に基づく金融機関への預入方法並びに利率の変動により、確定額ではないことをご承知置ください。

商工貯蓄共済の貯蓄積立金について（重要事項説明書）

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、県内の金融機関へ預託していますが、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

商工貯蓄共済制度

一部払出制度のご案内

加入期間中に解約せず、貯蓄積立金の一部を払い出すことができます。
以下の基準をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 加入後1年を経過した方
- (2) 商工貯蓄共済制度融資を利用していない方 ※本制度を利用して商工貯蓄共済融資制度の融資金全額を繰上償還する場合は除く
- (3) 掛金延滞のない方

融資斡旋取扱いのご案内

中小企業の経営を円滑にし、事業活動促進を図るため事業資金(運転・設備・生活資金)を簡易な手続きにより低利な融資を斡旋します。

1 あっせんの対象

貯蓄共済に加入し、6カ月以上正常に掛金の継続を行い、かつ借入金の返済も確実と認められた者。この制度は事業資金のため、事業主があっせんの対象となります。多少条件は違いますが、従業員に対する融資制度もあります。

2 融資斡旋の手続

融資あっせんを受けようとするときは、商工会へご相談ください。

3 資金の使途

運転資金、設備資金、生活資金。

4 融資の条件

融資条件は別表のとおりです。

福利厚生事業のご案内

人間ドックの費用助成

- (1) 5口以上の加入者とその関係者が、人間ドックを利用した場合に受診費用の一部助成をするもので、1泊2日又は日帰りの人間ドックで受診された場合に限りです。
- (2) 「人間ドック費用助成申請書」を商工会へ提出し、助成枠の制限がありますので、助成の可否について確認のうえ、医療機関へ予約申込みをしてください。受診後、受診料領収書を商工会へ提出することにより、助成金を受けることができます。

税務の取扱い

加入者	被保険者	保険金受取人	経費処理		受取保険金の処理	
			保険料	手数料	会社	相続人
会社	役員 従業員	会社	福利厚生費	雑費又は 支払手数料	受取時……雑収入 支給時……退職金 (弔慰金)	(みなし相続財産) 死亡退職金 法定相続人1人につき500万円 非課税
	従業員	従業員 家族	給与(注1)	雑費又は 支払手数料		(みなし相続財産) 法定相続人1人につき500万円 非課税
会社 家族	代表者 役員	同 左 家 族	賞与	雑費又は 支払手数料		同上
個人 企業	事業主	事業主 家 族	事業主勘定(必要経費不算入)			同上
	従業員	事業主	福利厚生費	雑費	受取時……雑収入(事業所得) 支給時……退職金 (弔慰金)	(みなし相続財産) 死亡退職金 死亡弔慰金

(注1) 従業員全員を被保険者として契約した場合は、給与でなく福利厚生費として損金処理可能です。

全国商工会会員福祉共済制度・全国商工会経営者休業補償制度のご案内

商工会では、割安な掛金または保険料(月額1口 1,000円)で入院・通院補償等が得られる保償制度をご用意しております。

●会員福祉共済: 傷害(医療)・がん補償

●全国商工会 経営者休業補償制度 (団体所得補償保険)

【制度内容の詳細に関するお問い合わせ先: 各商工会】

■全国商工会連合会

(引) 受保険会社 (併) 損害保険ジャパン

(取) 扱代理店 (有) 秋田まごころサービス

〒010-0921

秋田市大町1丁目3-21

☎ 018-883-1123

サンステージ通町101号